

栃木労働局「今月(8月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



① 建築物の解体の事前調査について、令和5年10月1日から要件が課されます。

○解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査を行う必要があります。

事前調査は、令和5年10月1日以降は建築物石綿含有建材調査者などの資格を有する方が行うことができません。

事前調査を行うためには、本年10月1日までに資格取得を行いましょう。

石綿総合情報ポータルサイト：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



② 栃木労働局のSNSをご利用ください！

○栃木労働局では、栃木県内の労働行政に関する様々な情報を随時配信しています！
まずは、以下のSNSでフォローをお願いします。

LINE



Twitter



Instagram



TOCHIGIKYOKU



③ 働くときに役立つ労働関係法について学んでみませんか？

○学校関係者の皆さま、労働局では学生向けの労働法制セミナー(出前講座)を行っています。

将来、社会に出て働く学生やアルバイト、就職活動をはじめ学生が労働関係のトラブルに巻き込まれないよう、労働関係法について事前に学んでみませんか。

※費用は無料です。お気軽にご相談ください。



確かめよう！
労働条件。



【問合せ先】栃木労働局雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

④ 一般事業主行動計画を策定し、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を目指しましょう！

○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている事業主のうち、女性の活躍推進に関する基準を満たした企業は**えるぼし認定(3段階)**、**プラチナえるぼし認定**を受けられます。

○認定を受けることで女性の活躍を推進している事業主であることをPRできます。

また、公共調達における優遇措置を受けられる場合もあります。



ぜひ認定取得を目指しましょう！

詳しくはこちら（厚生労働省HP内「女性活躍推進法特集ページ」）



⑤ 自分らしい夏休みで、素敵な体験をたくさんしよう！

○年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する「年次有給休暇の計画的付与制度」や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する「時間単位の年次有給休暇制度」の活用が効果的です。

詳しくはこちら
(年次有給休暇取得促進特設サイト)



Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

⑥ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

○人への投資促進コース・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

令和4年12月助成率が引き上げとなりました。



○事業展開等リスクリング支援コース・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL : 028-614-2263

⑦ 賃金引上げに向けた支援策について

事業主の皆様へ
賃金引き上げ
特設ページを開設！

詳しくはこちら
厚生労働省

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

* **業務改善助成金**:生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金
(※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください)

業務改善助成金についてはこちら

【問合せ】業務改善助成金コールセンターTEL : 0120-366-440

* **働き方改革推進支援センター相談窓口**:中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センターTEL : 0800-800-8100



⑧ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます(令和6年4月以降)

○障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

